

水素カード利用約款

(2020年3月分の請求より適用)

*水素カード：東京ガス燃料電池自動車用水素充填カード

水素カードを利用頂く場合は、本約款に従い取引させていただきます。

第1条 (定義)

- 1) 本約款に基づく燃料電池自動車用水素取引契約(以下、「本契約」といいます。)は、東京ガス株式会社(以下、「当社」といいます。)に水素カードの利用の申し込みがあり、当社がこれを承諾し水素カードを水素カード申込書の申込者情報欄に記載の申込者(以下、「申込者」といいます。)に発行した場合に成立します。
- 2) 契約の単位は、水素カードの発行の単位とします。
- 3) 請求先の単位は、水素カード申込書の請求先情報欄に記載の請求先(以下、「請求先」といいます。)とします。

第2条 (水素カード)

- 1) 水素カードの利用を希望される申込者は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の申込用紙に必要事項を記載の上、車検証の写しとともに、FAX その他、当社指定の方法により申し込んで頂きます。
- 2) 当社が申し込みを承諾する場合、一車両につき一枚の水素カードを申込者に発行します。
- 3) 水素カードを当社の許可なく申込者以外の第三者に譲渡・貸与をすることはできません。第三者が水素カードを利用した場合(紛失、盗難による場合を含む)でも、その代金は請求先に請求させていただきます。
- 4) 水素カードの契約内容に変更(住所や商号の変更等)が生じた場合、水素カードの利用を中止される場合、水素カードを紛失した、または盗難された場合は、速やかに当社へ連絡して頂きます。
- 5) 水素カードの利用は、東京ガス水素ステーションに限ります。

第3条 (計量)

- 1) 使用量の計量は、水素ステーションのディスペンサーに備え付けられた計量器により行います。
- 2) 計量は、小数点以下第2位までを有効とし、単位は、キログラムとします。

第4条 (単価)

水素カードを利用される場合の水素単価は、当該東京ガス水素ステーションで設定される充填時の単価とします。

第5条 (請求)

- 1) 水素カードの利用代金は、各充填毎に、第3条に基づき決定した使用量に、第4条で定める単価を乗じた金額を計算し、これを、月末締めで集計した金額となります。
- 2) 請求は、毎月一度、一請求先につき一請求書を発行します。

第6条 (支払)

- 1) 水素カードの利用代金は、原則として、当社が委託する代行会社による口座振替で支払い頂きます。この場合の支払期限は、定例の口座振替が予定される日になります。
- 2) 口座振替を利用しない支払いについては、振込手数料を負担いただき、当社指定の口座に振り込んで頂きます。この場合の支払期限は、第5条1項に定める締め日の翌月末日になります。
- 3) 支払期限より遅れた支払いについては、当社が別途指定する方法で支払い頂きます。
- 4) 支払期限から60日後の日が含まれる月の末日を超えて支払いが遅れた場合、遅延利息を請求することがあります。遅延利息の割合は、一日あたり0.0274%(年率約10%)とします。

第7条 (カードの利用停止と利用停止解除)

- 1) 支払期限から90日後の日が含まれる月の末日を超えて支払いが遅れた場合、水素カードの利用(申込者が同一である他の水素カードの利用も含む)を停止する(以下、「利用停止」といいます。)ことがあります。
- 2) 1)の規定により利用停止をした場合、支払期限日が到来したすべての利用代金および遅延利息が支払われたことを当社が確認できた場合には、当社は水素カードの利用を再開できるようにします。
- 3) 利用停止により損害を受けられても、当社は賠償の責を負いません。

第8条 (契約解除)

申込者が、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、催告その他の手続を要せず直ちに本契約を解除することができます。

- 1) 自らの責めに帰すべき事由により、本契約の条項に違反したとき。
- 2) 当社に重大な損害もしくは迷惑を及ぼしたとき。
- 3) 第三者から差押、競売、破産、特別清算または会社更生手続の開始等の申立を受けたとき。
- 4) 自ら破産手続、民事再生手続、特別清算または会社更生手続の開始等の申立を行ったとき。
- 5) 金融機関から取引停止処分を受けたとき。
- 6) 暴力団員、暴力団その他の反社会的勢力であったとき、反社会的勢力に資金等を提供していると認められるとき、その他反社会的勢力を利用していると認められるとき、または暴力的行為、詐術・脅迫的言辞を用いたとき。
- 7) その他前6号に準じる事由のあったとき。

第9条 (損害賠償)

申込者が水素カードの利用に関して、当社もしくはその他の第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償して頂くことがあります。

第10条 (約款の変更等)

- 1) 当社は、申込者の権利を制限し、又は義務を加重する条項であって、本約款に規定する取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法第1条第2項に反して申込者の利益を一方的に害すると認められるものを除き、申込者の了承を得ることなく、本約款を変更する場合があります。この場合、当社は、あらかじめ変更する旨および変更後の規定の内容並びに変更の効力発生日を、通知または当社のウェブサイトでの掲示その他当社が適当と認める方法で申込者に周知します。
- 2) やむを得ない事情により、申込者と合意の上、本約款の一部を適用しない場合があります。

第11条 (適用期間)

本約款は2020年3月分の請求より適用します。